

エバーグリーン掛川 利用料金のご案内

通所リハビリテーション(デイケア)利用料 (1日利用)

自己負担金(1日あたり)

1単位 = 10.17円 ()内は円

サービス内容	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリテーション 6時間以上7時間未満		715 (727)	850 (864)	981 (997)	1,137 (1,156)	1,290 (1,311)
●入浴介助加算	I			40(40)		
●リハビリマネジメント加算	2(6月以内)			593(603)/(月)		
	(6月超)			273(277)/(月)		
●リハビリマネジメント加算	3(6月以内)			793(806)/(月)		
	(6月超)			473(481)/(月)		
医師が利用者または家族に対して説明・同意を得る				270(274)/(月)		
●短期集中個別リハビリ加算	(3月以内)			110(111)		
科学的介護推進体制加算				40(40)/月		
サービス提供体制強化加算 I				22(22)		
リハビリテーション提供体制加算				24(24)		
送迎を行わない場合				△47		
●口腔機能向上加算	II			160(162)/月2回まで		
●退院時共同指導加算				600(610)回		
介護職員等処遇改善加算	Iロ			1000分の111		
食費				730円		
1日の合計(入浴・短期集中個別リハビリ加算)		1,759円	1,911円	2,060円	2,236円	2,409円
(入浴・リハビリ)		1,635円	1,787円	1,935円	2,112円	2,284円

※リハビリマネジメント加算・科学的介護推進体制加算は含まれていません。

●…利用された場合に加算となります。

リハビリマネジメント加算2…リハビリテーション会議を開始から6月以内は1月に1回以上、6月超は3月に1回以上開催し利用者の状況等を構成員と共有すること。また利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画書を見直すこと。PT・OT・STがケアマネジャーに対し利用者の有する能力、自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。PT・OT・STが居宅を訪問し居宅サービス事業に係る従業者または家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の助言等を行なうこと。利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

リハビリマネジメント加算3…リハビリマネジメント加算2の基準に加え、・口腔アセスメント及び栄養アセスメントを行なっていること。
・リハビリテーション計画書等の内容について、リハ・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。・共有した情報を踏まえリハビリテーション計画について必要な見直しを行ない、内容について関係職種に対し共有していること。

科学的介護推進体制加算…利用者のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省へ提出すること。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用すること。

短期集中個別リハビリテーション加算 …退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハを集中的に行なうこと。

サービス提供体制強化加算 I …介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。

リハビリテーション提供体制加算…常時、理学療法士・作業療法士の合計数が利用者数25またはその端数を増すごとに1以上であること。

口腔機能向上加算 II …STまたは看護職員を1名以上配置していること。利用者の口腔機能を利用開始時に把握していること。その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従いSTまたは看護職員が口腔機能向上サービスを行なっていること。利用者の口腔機能を定期的に記録し計画の進捗状況を定期的に評価していること。評価の結果について担当のケアマネジャー、主治医、主治歯科医に情報共有すること。口腔機能に関する情報を厚生労働省に提出し口腔衛生の管理を適切に行なう為情報を活用していること。

退院時共同指導加算…入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師またはOT・PT・STが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行なうこと。

介護職員等処遇改善加算 I ロ …介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善の為の措置として、1月あたりの総単位数に加算率に乗じた単位数で算定する。

その他 利用された場合加算されるもの

紙オムツ	150円	尿とりパット	50円
紙パンツ	130円	理美容代	実費

エバーグリーン掛川 利用料金のご案内

通所リハビリテーション(デイケア)利用料 (半日利用 9:45～13:00)

自己負担金(半日あたり)

1単位 = 10.17円 ()内は円

サービス内容	要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
通所リハビリテーション 3時間以上4時間未満		486 (494)	565 (605)	643 (653)	743 (755)	842 (856)
●入浴介助加算	I	40(40)				
●リハビリマネジメント加算	2(6月以内)	593(603)/(月)				
	(6月超)	273(277)/(月)				
●リハビリマネジメント加算	3(6月以内)	793(806)/(月)				
	(6月超)	473(481)/(月)				
医師が利用者または家族に対して説明・同意を得る		270(274)/(月)				
●短期集中個別リハビリ加算	(3月以内)	110(111)				
科学的介護推進体制加算		40(40)/月				
サービス提供体制強化加算 I		22(22)				
リハビリテーション提供体制加算		12(12)				
送迎を行わない場合		△47				
●口腔機能向上加算	II	160(162)/月2回まで				
●退院時共同指導加算		600(610)回				
介護職員等処遇改善加算	Iロ	1000分の111				
食費		730円				
半日の合計(入浴・短期集中個別リハビリ加算)		1,486円	1,576円	1,664円	1,777円	1,889円
(入浴・リハビリ)		1,362円	1,452円	1,540円	1,653円	1,765円

※リハビリマネジメント加算・科学的介護推進体制加算は含まれていません。

●…利用された場合に加算となります。

リハビリマネジメント加算2…リハビリテーション会議を開始から6月以内は1月に1回以上、6月超は3月に1回以上開催し利用者の状況等を構成員と共有すること。また利用者の状態の変化に応じリハビリテーション計画書を見直すこと。PT・OT・STがケアマネジャーに対し利用者の有する能力、自立の為に必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。PT・OT・STが居宅を訪問し居宅サービス事業に係る従業者または家族に対し介護の工夫に関する指導及び日常生活上の助言等を行なうこと。利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出しリハビリテーションの提供に当たって当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

リハビリマネジメント加算3…リハビリマネジメント加算2の基準に加え、・口腔アセスメント及び栄養アセスメントを行なっていること。
・リハビリテーション計画書等の内容について、リハ・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。
・共有した情報を踏まえリハビリテーション計画について必要な見直しを行ない、内容について関係職種に対し共有していること。

科学的介護推進体制加算…利用者のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省へ提出すること。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用すること。

短期集中個別リハビリテーション加算 …退院(所)日または認定日から起算して3月以内に個別リハを集中的に行なうこと。

サービス提供体制強化加算 I …介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。

リハビリテーション提供体制加算…常時、理学療法士・作業療法士の合計数が利用者数25またはその端数を増すごとに1以上であること。

口腔機能向上加算 II …STまたは看護職員を1名以上配置していること。利用者の口腔機能を利用開始時に把握していること。その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従いSTまたは看護職員が口腔機能向上サービスを行なっていること。利用者の口腔機能を定期的に記録し計画の進捗状況を定期的に評価していること。評価の結果について担当のケアマネジャー、主治医、主治歯科医に情報共有すること。口腔機能に関する情報を厚生労働省に提出し口腔衛生の管理を適切に行なう為情報を活用すること。

退院時共同指導加算…入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師またはOT・PT・STが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行なうこと。

介護職員等処遇改善加算 I ロ …介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善の為の措置として、1月あたりの総単位数に加算率に乗じた単位数で算定する。

その他 利用された場合加算されるもの

紙オムツ	150円	尿とりパット	50円
紙パンツ	130円	理美容代	実費

エバーグリーン掛川 利用料金のご案内

●…利用された場合に加算となります。

介護予防通所リハビリテーション利用料

自己負担金(1月あたり)

1単位 = 10.17円 ()内は円

サービス内容	要介護度	要支援 1	要支援 2
介護予防通所リハビリテーション		2,268(2306)/月	4,228(4299)/月
サービス提供体制強化加算	I	88(89)/月	176(178)/月
科学的介護推進体制加算		40(40)/月	
●口腔機能向上加算	II	160(162)/月1回まで	
●退院時共同指導加算		600(610)回	
介護職員等処遇改善加算	I ロ	1000分の111	
食費		730円	

合計	要支援1(月4回利用)	5,627円/月
	要支援2(月8回利用)	10,860円/月

●…利用された場合に加算となります。

その他 利用された場合加算されるもの

紙オムツ	150円
紙パンツ	130円
尿とりパット	50円
理美容代	実費

サービス提供体制強化加算 I …介護職員のうち介護福祉士の割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置されていること。

科学的介護推進体制加算…利用者のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚労省へ提出すること。必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用すること。

口腔機能向上加算 II …STまたは看護職員を1名以上配置していること。利用者の口腔機能を利用開始時に把握していること。その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従いSTまたは看護職員が口腔機能向上サービスを行なっていること。利用者の口腔機能を定期的に記録し計画の進捗状況を定期的に評価していること。評価の結果について担当のケアマネジャー、主治医、主治歯科医に情報共有すること。口腔機能に関する情報を厚生労働省に提出し口腔衛生の管理を適切に行なう為情報を活用していること。

退院時共同指導加算…入院中の者が退院するに当たり、事業所の医師またはOT・PT・STが退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行なうこと。

介護職員等処遇改善加算 I ロ …介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善の為の措置として、1月あたりの総単位数に加算率に乗じた単位数で算定する。

